平成２５年（フ）第４６７号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区24棟403号
債務者　坂本　　梓
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３５号
島根県浜田市清水町30番地３　セジュールＢ101
債務者　綴川　杏美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３９号
島根県江津市敬川町1230番地１
債務者　山内八重子
法定代理人成年後見人　本藤　繁夫
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第４０号
島根県邑智郡美郷町都賀行162番地１
債務者　移川　房江
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１３５号
広島県福山市松永町２丁目15番48号
債務者　濱浦　惠治
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４９９号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目16番24号207
債務者　川上志津香（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５００号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目16番24号207
債務者　吉村　政哉
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２８号
北九州市小倉北区金田１丁目１番７―1202号
債務者　藤井　厚子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５４４号
北九州市戸畑区丸町２丁目６番31号
債務者　小川　大作
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４５号
佐賀県神埼市神埼町永歌2148番地12
債務者　嘉村　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
福島県郡山市安積町日出山１丁目38番地コーポ水野２―３号
債務者　村山　麻美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６０８号
神戸市垂水区名谷町1757番地の18
債務者　森田　章江
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
長崎県対馬市厳原町西里115番地２
債務者　松川　浩生
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第６７０号
愛知県半田市宮路町151番地の２　101号
債務者　手嶋　美穂
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２８号
名古屋市瑞穂区白砂町１丁目48番地の１
債務者　村田　悦朗
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目21番22号河野アパート201号
債務者　アムハウスこと　三原　淳崇
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
山口県下関市清末五毛１丁目５番４号　ロイヤルコート清末203号
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
川崎市中原区宮内４丁目31番７号　グレートとどろき201
債務者　宮本裕美子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係